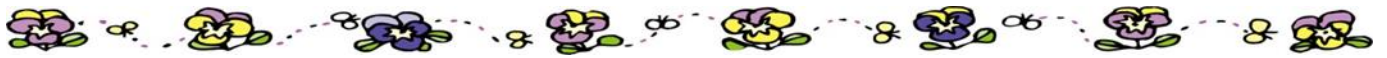


# 東広島市特定不妊治療費助成のご案内



東広島市では、令和3年4月から、特定不妊治療を受けられたご夫婦に対して、治療費の一部を助成する事業を行っています。令和3年4月1日以降に終了した治療から助成対象です。

申請期限内の申請をお願いします。

## 助成を受けることができる人

次の要件をすべて満たす人です。

- (1) 助成を受けようとする特定不妊治療の開始から申請日までの間、夫婦のどちらかが東広島市に住所を有していること。
- (2) 市税（市民税等）の滞納がないこと。
- (3) 広島県の特定不妊治療支援事業において不妊治療費の助成が承認されていること。

### ※ 広島県ホームページ

申請窓口：広島県西部東保健所保健課（082-422-6911）

こちらのQRコードでご確認ください。➡



## 実施医療機関

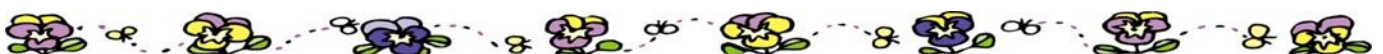
広島県特定不妊治療支援事業の指定医療機関

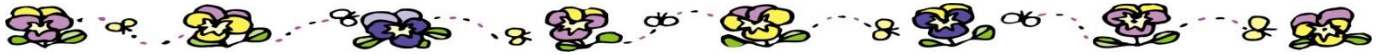
広島県ホームページでご確認ください。

### 申請・お問い合わせ先

#### 出産・育児サポートセンター「すくすくサポート」

東広島市役所 こども未来部こども家庭課内  
住所：〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号  
電話：082-420-0407 FAX：082-424-1678





## 申請期限

広島県の特定不妊治療支援事業承認決定日から起算して1か月以内

## 申請手続き等

(1) 提出する書類（申請書は市ホームページからダウンロードできます）

- ① 東広島市特定不妊治療費助成申請書（様式第5条関係）
- ② 広島県特定不妊治療支援事業承認決定通知書（写し）
- ③ 広島県特定不妊治療支援事業助成申請に係る証明書（写し）
- ④ 医療機関の領収書（写し）
- ⑤ 配偶者とその続柄（婚姻届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、その事実）を証する書類
- ⑥ 住民票その他夫又は妻が治療開始以降引き続き本市の区域内に住所を有することを証する書類
- ⑦ 夫又は妻が市税を滞納していないことを証する書類
- ⑧ 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

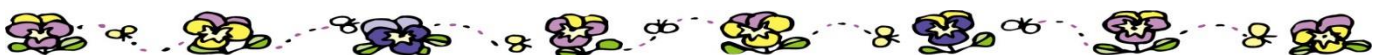
※例 ⑤～⑦は市の公簿等の記載により確認できる場合は不要です。申請時に確認してください。

⑨ 申請者名義の振込先口座を確認できるもの

(2) 申請様式の入手方法

- ・ 東広島市役所こども家庭課内 出産・育児サポートセンター
- 「すくすくサポート」の窓口で配布しています。

市のホームページから様式等ダウンロードできます。





## 助成対象治療

指定医療機関で受けた保険適用外の特定不妊治療（体外受精または顕微授精）に要した費用が対象となります。なお、医師の判断に基づき、止むを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。

### ● 特定不妊治療

採卵準備のための投薬、注射、採卵及び胚移植、精子・卵子・受精胚の凍結料、

妊娠確認検査費用

### ● 男性不妊治療

精巣内精子回収法（Tese（C-Tese, M-Tese））、精巣上体精子吸引法（Mesa）、

精巣内精子吸引法（Tesa）、経皮的精巣上体精子吸引法（Pesa）など

※治療ステージA～Fに該当する治療が助成の対象になります。

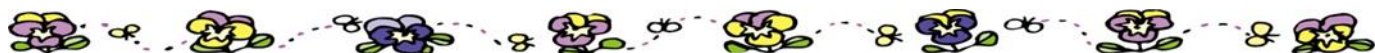
治療内容	採卵まで					（前培養・媒精（顕微授精）・培養） 受精	胚移植					妊娠の確認 （胚移植のおおむね2週間後）	助成対象範囲
	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採卵	採精（夫）	胚移植		新鮮胚移植		凍結胚移植				
							胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与	胚移植		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日		
A 新鮮胚移植を実施													助成対象
B 凍結胚移植を実施*													
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施													
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													

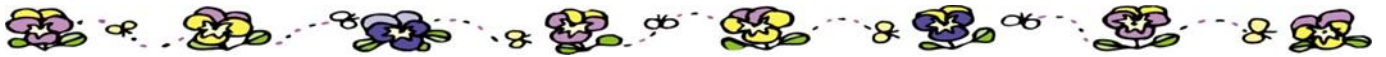
\* B: 採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

\* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

※妊娠の有無は助成の可否に影響しません。

※入院費、食事代、文書料など治療に直接関係のない費用は含まれません。





## 助成金額

★ 治療内容A B D E . . . 上限額 15 万円

★ 治療内容C F . . . 上限額 7 万 5 千円

★ 男性不妊治療 . . . 上限額 15 万円

(上限額に自己負担額が満たない場合は、自己負担額が上限)

### ★治療内容A～F

治療費		県助成		治療費の3割	=	助成額
広島県への申請額	—	広島県からの承認決定額	—	広島県申請額 × 0.3		ABDE : 上限 15 万円 CF : 上限 7 万 5 千円
円		円		円		円

### ★男性不妊治療

治療費		県助成		治療費の3割	=	助成額
広島県への申請額	—	広島県からの承認決定額	—	広島県申請額 × 0.3		上限 15 万円
円		円		円		円

### 【例 治療Aの場合】

治療費		県助成		治療費の3割	=	助成額
広島県への申請額	—	広島県からの承認決定額	—	広島県申請額 × 0.3		上限 15 万円
60 万 円		30 万 円		18 万 円		12 万 円

## 助成回数

- ・ 妻の治療開始時の年齢が39歳以下の場合は、43歳になるまでに通算6回
- ・ 妻の治療開始時の年齢が40歳以上の場合は、43歳になるまでに通算3回
- ・ 出産または死産の場合は、回数はリセットされます。

## 助成の決定

書類審査後、結果を郵送で通知します。助成決定の場合は、申請受理日から、2か月程度で指定の口座に助成金を振り込みます。

